平成２３年（再ロ）第７号

福岡県糟屋郡篠栗町大字高田499番地１　ベンタナヒルズ篠栗16―1210号

再生債務者　町田　聡一

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成23年12月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年12月８日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（再ロ）第１号

山形県酒田市布目字後田31番地

再生債務者　佐々木敏勝

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成23年12月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年12月12日　山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（再ロ）第１００８０号

東京都大田区羽田６－６－１－701

再生債務者　小川　俊夫

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成23年12月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年12月９日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第６８号

大阪市東淀川区淡路３丁目14番10号

再生債務者　塚本　義人

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成23年12月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年12月12日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第６４号

大阪市住之江区粉浜１丁目３番19号

再生債務者　中谷　徳子（旧姓上村）

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成23年12月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年12月12日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第１号

島根県鹿足郡吉賀町柿木村柿木844番地11

再生債務者　佐々木経巳

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成23年12月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年12月13日　松江地方裁判所益田支部

会社その他の公告

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業のうちのブライダル事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告いたします。

効力発生日は平成二十四年三月一日であり、両社の臨時株主総会の承認決議は平成二十三年十二月二十日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年七月六日

掲載頁　一〇〇頁（号外第一四九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年七月六日

掲載頁　八十二頁（号外第一四九号）

平成二十三年十二月二十一日

茨城県水戸市泉町二丁目三番二号

（甲）株式会社伊勢甚本社

代表取締役　綿引　甚介

茨城県水戸市泉町三丁目一番二八号

（乙）ヴィオス株式会社

代表取締役　綿引　甚介

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の保険事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月十五日

掲載頁　一〇五頁（号外第一二六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月十四日

掲載頁　七十六頁（号外第一二五号）

平成二十三年十二月二十一日

東京都港区元赤坂一丁目三番一号

（甲）鹿島サービス株式会社

代表取締役　山本　芳男

東京都中央区明石町一一番一五号

（乙）株式会社カジマビジョン

代表取締役　横尾　優

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の靴の企画、製造、販売並びに輸出入事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年十一月十日

掲載頁　九十頁（号外第二四二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年八月二十四日

掲載頁　五十七頁（号外第一八四号）

平成二十三年十二月二十一日

東京都中央区日本橋馬喰町二丁目二番六号

（甲）伊藤忠ホームファッション株式会社

代表取締役　井上　賢司

東京都港区北青山二丁目五番一号

（乙）ＩＦＡ株式会社

代表取締役　田村　典之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年二月十四日であり、組織変更後の商号は株式会社高木物産とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年十二月二十一日

千葉県成田市松子八三一番地一

合資会社高木物産

代表社員　髙木　敬朗

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社後藤とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年十二月二十一日

岐阜県美濃加茂市山之上町一〇七二番地の一

合資会社後藤

無限責任社員　後藤　学

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千二百七十五万円減少し五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十四年二月一日であり、臨時株主総会の決議は、平成二十三年十二月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年七月六日

掲載頁　一〇〇頁（号外第一四九号）

平成二十三年十二月二十一日

茨城県水戸市泉町三丁目一番二八号

株式会社伊勢甚本社

代表取締役　綿引　甚介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十四年二月一日であり、臨時株主総会の決議は、平成二十三年十二月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年七月六日

掲載頁　八十二頁（号外第一四九号）

平成二十三年十二月二十一日

茨城県水戸市泉町三丁目一番二八号

ヴィオス株式会社

代表取締役　綿引　甚介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年十二月二十一日

群馬県藤岡市藤岡五八一番地六

有限会社群馬企画サービス

代表取締役　青柳　幸久